

指定給水装置工事事業者
工 事 施 行 要 領

令和4年4月

昭島市水道部

申込みについての諸注意

- 1 書類に不備がある場合は受付できません、印もれ、書類の不足などご注意ください。
- 2 申請の際に手数料の支払いがあります。
- 3 申請書に記入する「給水装置工事主任技術者 氏名」には水道法施行規則第36条第一号に基づき、指定給水装置工事事業者に指名された給水装置工事主任技術者の氏名（担当者）を記入し押印すること。
- 4 申込書は袋とし、裏面に案内図を貼り、施工箇所を図示すること。
- 5 設計審査後に工事内容の変更をする場合、一部の場合を除き手続きが必要です。しゅん工手続きや現場検査時に設計図と違いがあった場合は是正の対象になるので十分注意をお願いします。
- 6 申請は受付時間以外の対応はいたしません。次ページをご確認のうえご来庁ください。
- 7 集合住宅や30mm以上のメーター出庫の場合は事前に用意をしますので、3日程度前にまでに給水係へ連絡し引取日の調整をお願いします。在庫がない場合、入荷までに時間がかかります。
- 8 50mmのメーターは、ユニオン型又はフランジ型があります、申請時に申し出てください。
- 9 増圧直結給水を行う場合、メーターバイパスユニットを設置してください。メーターバイパスユニットは指定品を使用してください。
- 10 受水槽以下を給水装置に切り替える場合は、平成17年9月5日付健水発第0905002号健康局水道課長通知に基づき、指定業者による事前確認が必要です。（既設配管の材質、耐圧試験、水質検査）
- 11 工事用申請後に本設工事を行うものは、原則として工事用給水装置工事申込みの受付時に本設用内部申請書を提出すること。
- 12 給水管及び付属器具に指定品があります、品目表で確認をお願いします。
- 13 水道部の確認印が必要な場合（下水申込や占用申請）は、申込時に申し出てください。

申請受付日時について

●給水装置工事の申請

営業日の午前9時00分～12時00分まで。

設計審査の標準処理日数は3日間です。

この3日間には、申請した日と土日祝日は含みません。

書類の補正・修正が生じた期間は標準処理日数に含みません。

申請時に簡易的な確認は行いますが、設計審査ではありません。

	月	火	水	木	金	土	日	月	火
例1	申請日	設計 審査	設計 審査	設計 審査	現場 着工可				
例2			申請日	設計 審査	設計 審査			設計 審査	現場 着工可

●給水装置工事のしゅん工手続き・工事検査の申込

営業日の午前9時00分～12時00分まで。

検査申込は、検査希望日の3日前までに（土日祝日を含まず）担当者と調整をし、申込をしてください。

工事検査は原則、月・火・木・金曜の午後に行います。

工事検査				
月	火	水	木	金
○	○	×	○	○

●分岐立会の申込

随時受け付けていますが、施工日の3日前までに（土日祝日を含まず）申込をしてください。

指定給水装置工事者分岐工事申込書の提出が必要です。

この書類には道路管理者の確認印が必要です。（都道国道私道は印不要）

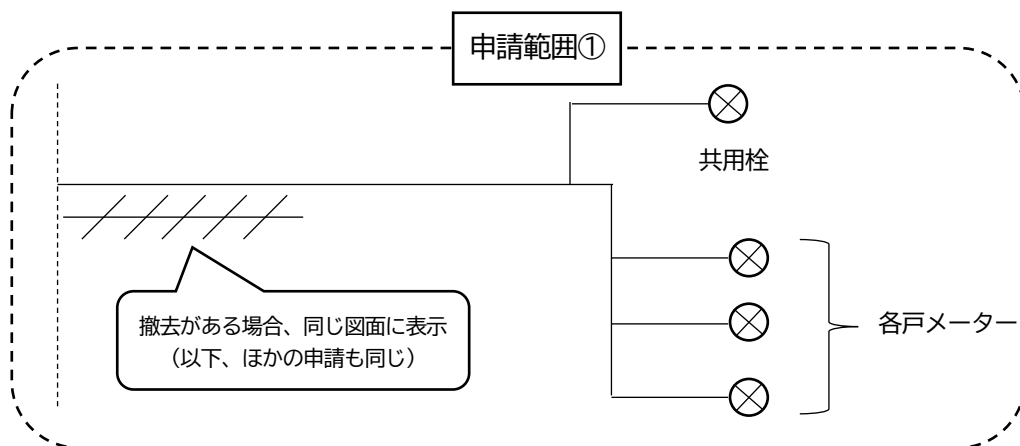
共同住宅・連合管の申請方法

1 直圧直結方式の申請例

① 分岐～各戸まで（共用栓、撤去部分含む）

（申請書1部 設計図1部、その他）

注：2世帯住宅において、給水管の権利関係が同一の場合も含む



2 増圧直結方式の申請例

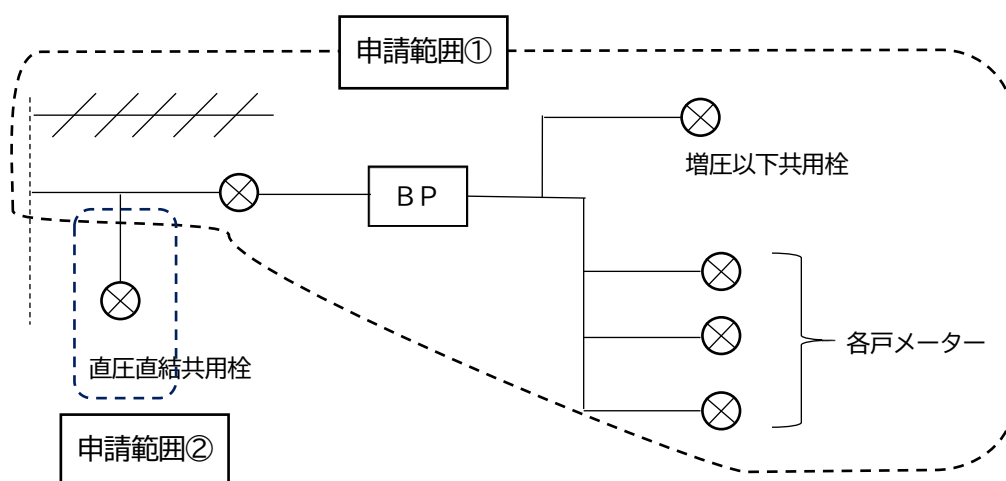
① 分岐～増圧装置（BP）以下～各戸まで（増圧以下共用栓、撤去部含む）

（申請書1部 設計図1部、その他）

② 直圧直結共用栓

（申請書1部 設計図1部）

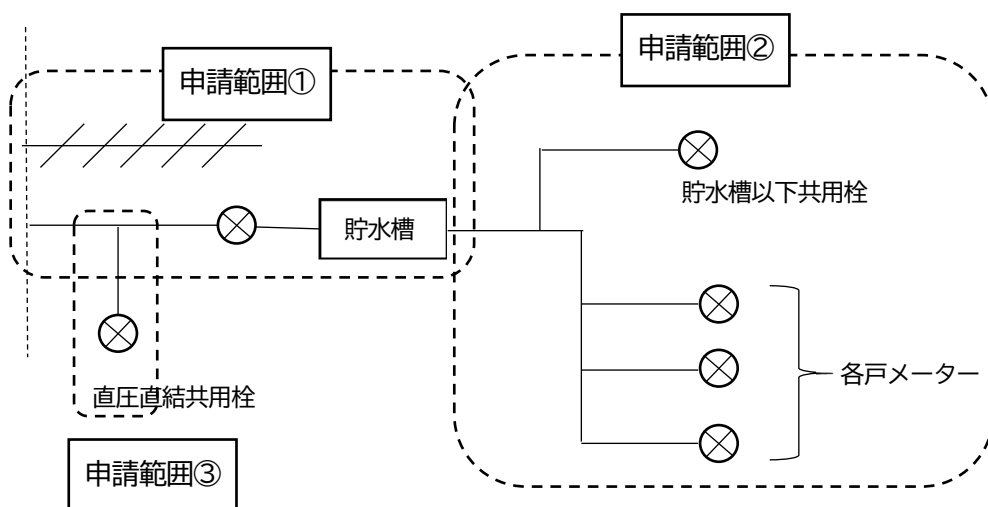
備考：申請①・②に入る設計図は同じでよい



3 貯水槽方式の申請例

- ① 分岐～貯水槽まで（撤去部分含む）
（申請書1部 設計図1部、その他）
- ② 貯水槽以下各戸まで（貯水槽以下にメーターを設置しない場合は不要）
（申請書1部 設計図1部、その他）
- ③ 直圧直結共用栓
（申請書1部 設計図1部）

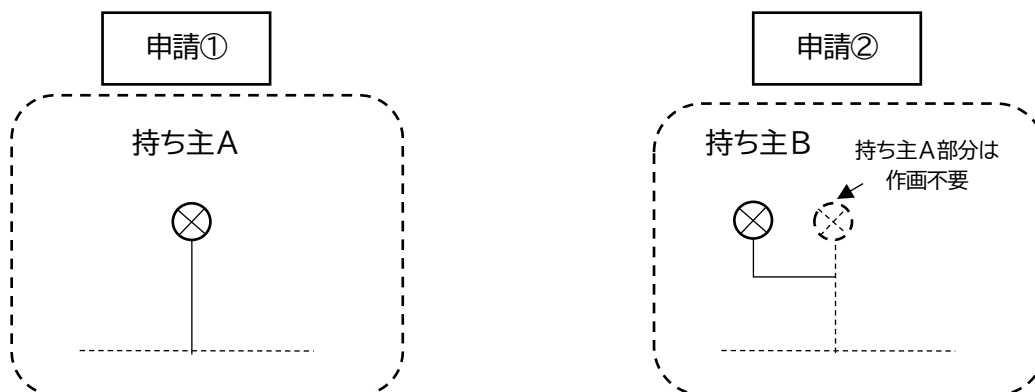
備考：申請①・②・③に入る設計図は同じでよい



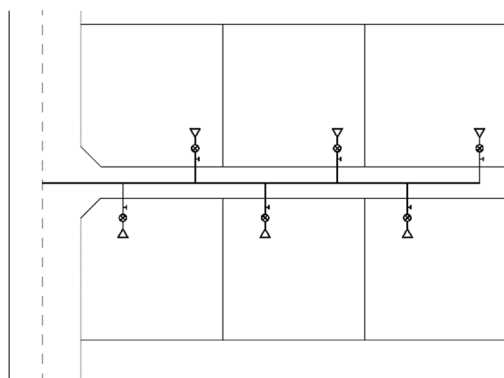
4 2世帯住宅の申請例

「1 直圧直結方式の申請例」による他、給水管ごとに持ち主を分ける場合は次のとおり。

- ① 申請①
（申請書1部 設計図1部、その他）
- ② 申請②
（申請書1部 設計図1部、本管所有者（持ち主Aさん）の記名押印、その他）



5 連合管の申請例



(事例：6区画)

(1) 提出書類

ア 申請書×区画数（事例だと6部）

イ 設計図×1部

（設計図は同じでよい・区画ごとの実線・点線の書き分けは不要）

(2) 注意事項

ア 各区画に最低1栓が必要です。

イ 各区画に、設計審査手数料と工事検査手数料がかかります。

設計審査手数料 1,800 円×区画数

工事検査手数料 2,800 円×区画数

ウ 市本管からの分岐工事がある場合、一番奥の区画の申請書で分岐工事手数料を計上します。

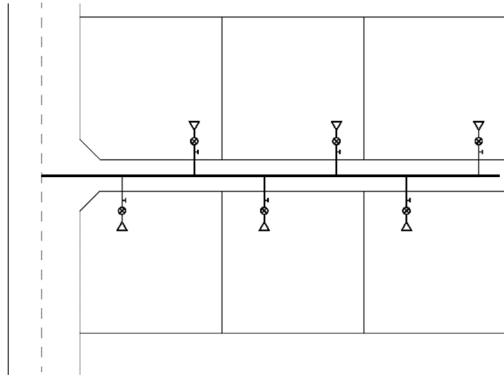
分岐工事手数料 2,800 円×分岐箇所数

エ 工事に関連する給水管の撤去がある場合は図面に表記すること。

撤去についての手数料は原則必要ありません。

オ 工事完成図2部、自主検査チェック表は1部提出すること。

6 本管が受贈となる申請例



(事例：6区画と受贈予定管)

(1) 提出書類

- ア 申請書×(区画数+受贈予定管)(事例だと7部)
- イ 設計図×1部
(設計図は同じでよい・区画ごとの実線・点線の書き分けは不要)
(受贈予定管の配管図は別途提出が必要です。)

(2) 注意事項

- ア 各区画に最低1栓が必要です。
- イ 各区画に、設計審査手数料と工事検査手数料がかかります。
設計審査手数料 1,800 円×(区画数+受贈予定管)
工事検査手数料 2,800 円×(区画数+受贈予定管)
- ウ 市本管からの分岐工事がある場合、受贈予定管の申請書で分岐工事手数料を計上します。
分岐工事手数料 2,800 円×分岐箇所数
- エ 受贈予定管からの分岐工事は手数料を取りません。
- オ 工事に関連する給水管の撤去がある場合は図面に表記すること。
撤去についての手数料は原則必要ありません。
- カ 受贈の可否は、別途協議が必要です。
- キ 受贈予定管から分岐の最低口径は 25mm です。
- ク 工事完成図は2部、自主検査チェック表は1部提出すること。

6 完成図について

完成図には、メーターごと又は区画に水栓番号を記入してください。

申請書類早見表（新設工事）

給水方式			
直結給水	3階直結給水	増圧直結給水	貯水槽給水
①工事申込書 ②設計図 ③メーター設置表(注1)	①工事申込書 ②設計図 ③3階までの直結給水に関する条件承諾書 ④流量計算書（任意書式） ⑤メーター設置表(注1) 「8 直圧直結給水の取扱い」を参照 ・2階建て建物の屋上部分に水栓を設ける場合も3階直結給水とみなします。 ・3階建て建物の屋上部分に給水栓（散水用等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。	(1) 分岐～増圧ポンプ以下各戸まで ①工事申込書 ②設計図 ③増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書 ④増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表 ⑤メーター設置表(注1) (2) 直圧直結給水部分 ①工事申込書 ②設計図	(1) 分岐～貯水槽 ①工事申込書 ②設計図 ③貯水槽水道（設置・変更・廃止）届 (2) 貯水槽以下 ①受水タンク以下装置水道メーター設置承認申込書 ②設計図 ③貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書 ④メーター設置表(注1) (3) 直圧直結給水 ①工事申込書 ②設計図

注1：メーター設置表は、集合住宅等でメーターを複数設置する場合に提出すること。

※ 特殊製品を使用する場合は、別途書類の提出が必要なものがあります。

※ 市道以外に占用を行う場合、占用申請の委任が必要です。

※ 工事用などで水をすぐ使う場合は「水道使用開始申込書」の提出が必要です。

申請書類早見表（改造工事）

改造後の給水方式				
現在の給水方式	直結給水	三階直結給水	増圧直結給水	貯水槽給水
	①工事申込書 ②設計図 ③メーター設置表 (注1)	①工事申込書 ②設計図 ③三階までの直結給水に 関する条件承諾書 ④流量計算書（任意書式） ⑤メーター設置表(注1)	(1) 分岐～増圧ポンプ以下各戸まで ①工事申込書 ②設計図 ③増圧給水設備設置（□新設・□既設 使用）条件承諾書 ④増圧給水設備等（設置・変更・廃止） 状況調査表 ⑤メーター設置表(注1) (2) 直圧直結給水部分 ①工事申込書 ②設計図	(1) 分岐～貯水槽 ①工事申込書 ②設計図 ③貯水槽水道(設置・変更・廃止)届 (2) 貯水槽以下 ①受水タンク以下装置水道メーター 設置承認申込書 ②設計図 ③貯水槽以下装置水道メーター 設置条件承諾書 ④メーター設置表(注1) (3) 直圧直結給水 ①工事申込書 ②設計図
	三階 直結 給水	「8 直圧直結給水の取扱い」を参照 ・2階建て建物の屋上部分に水栓を設け る場合も3階直結給水とみなします。 ・3階建て建物の屋上部分に給水栓 (散水用等の単独水栓に限る。)を設置 する場合は、水理計算を行い、給水に 支障がないことが確認された場合に 限り、設置することができる。		
	増圧 直結 給水			
	貯水 槽 給水	上記に加え、 ④貯水槽水道(設置・変更 ・廃止)届 ⑤水圧試験記録 ⑥水質試験報告書	上記(1)に加え、 ⑥貯水槽水道(設置・変更・廃止)届 ⑦水圧試験記録 ⑧水質試験報告書	

注1：メーター設置表は、集合住宅等でメーターを複数設置する場合に提出すること。

※ 特殊製品を使用する場合は、別途書類の提出が必要なものがあります。

※ 市道以外に占用を行う場合、占用申請の委任が必要です。

※ 工事用などで水をすぐ使う場合は「水道使用開始申込書」の提出が必要です。

しゅん工時の提出書類

	書類の種類	分岐工 事あり	分岐工 事なし	部数
①	完成図（注１）	○	○	２部
②	給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表	○		１部
③	給水装置工事自主検査チェック表	○	○	１部
④	工事写真	○		１部
※	水道使用開始申込書（注２）	※	※	１部

注１ 完成図の用紙

再生紙と同等以上のもの（白色度 70%以上、紙厚 0.08～0.1mm 程度）
製図用和紙等についても使用することが可能です。

注２ 水道使用開始申込書は、しゅん工後に工事用などで水道を使う場合に 提出してください。

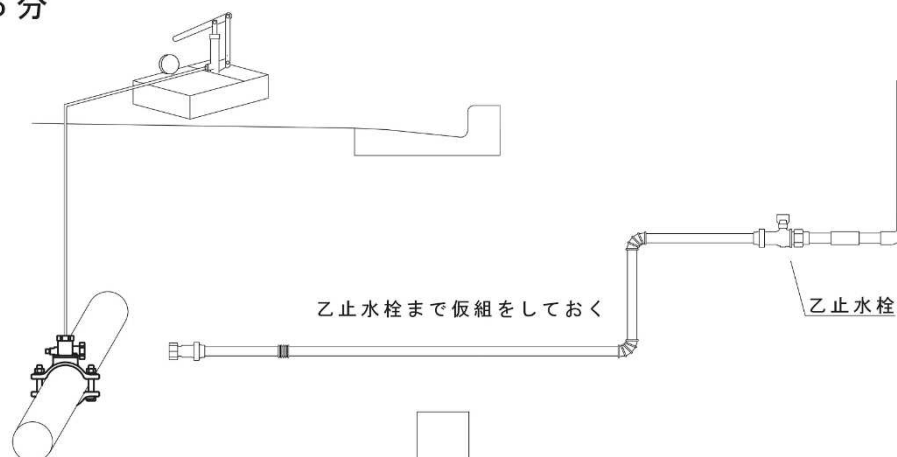
しゅん工後、お客様に引き渡す場合は不要です。

耐圧確認手順

- 1、配水管に、給水管を取り付ける工事は立ち合いを行います。
- 2、指定給水装置工事者分岐工事申込書の提出が必要です。
- 3、工事当日の朝に必ず給水係に連絡をしてください。(042-543-6115)
また、立会いが出来る状況になったら再度連絡をお願いします。

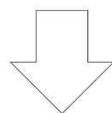
①サドル取り付け状態で耐圧確認

0.75Mpa 5分



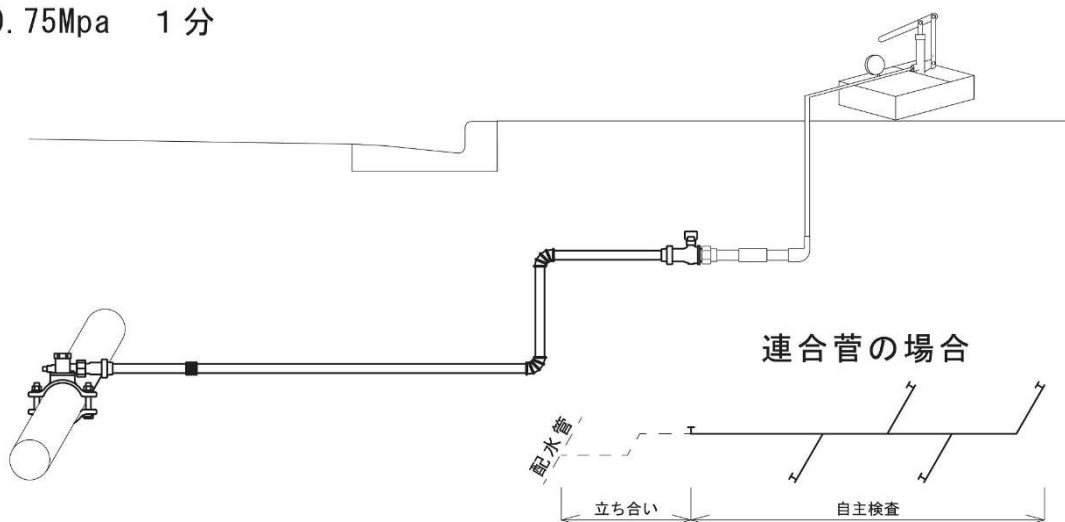
穿孔する管を事前に管理図等で確認すること。
平成7年度まで：モルタルライニング管
平成8年度から：内面紛体塗装管

②穿孔、コア挿入



③サドル分水栓から止水栓まで布設した状態で耐圧確認

0.75Mpa 1分



目 次

第一章 総 則

1 目的	1-1
2 用語の定義	1-1
3 給水装置工事	1-2

第二章 指定給水装置工事事業者

第1節 指定給水工事事業者の責務等

1 事業の運営に関する基準	2-1
2 指定の申請	2-1
3 指定の基準	2-2
4 指定の更新	2-2
5 変更等の届出	2-2
6 給水装置工事主任技術者の選任等	2-3
7 給水装置工事主任技術者の立会い	2-3
8 報告又は資料の提出	2-3
9 指定の取消し	2-3
10 指定の停止	2-4
11 指定給水装置工事事業者証の返納及び提出	2-4

第2節 給水装置工事主任技術者の役割と職務

1 給水装置工事主任技術者の役割	2-4
2 給水装置工事主任技術者の職務	2-4
3 給水装置工事に従事する者の責務	2-5

第3節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続

1 受付場所等	2-5
2 提出書類	2-5

第三章 手 続

第1節 指定工事事業者が施行する給水装置工事

1 工事施行範囲	3-1
2 工事の種類	3-1
3 工事の受注	3-1
3.1 受注	3-2
3.2 見積り	3-2

3.3 契約の締結	3-3
4 完成した給水装置の引渡し	3-3
第2節 給水装置工事の申し込み	
1 給水装置工事の施行承認及び設計審査	3-4
1.1 給水装置工事の施行承認及び設計審査の意義	3-4
1.2 施行承認及び設計審査を要する工事	3-4
1.3 給水装置の新設等の承認等	3-5
1.4 配水管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等	3-5
1.5 設計審査項目	3-5
1.6 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準	3-6
1.7 給水管及び給水用具の指定	3-6
1.8 工事施行承認及び設計審査の申込方法	3-8
(1) 提出書類	3-8
(2) 手数料	3-8
(3) 記入方法	3-9
(4) 提出方法	3-10
(5) 設計審査期間	3-10
1.9 水栓番号	3-10
1.10 その他手数料について	3-10
1.11 留意事項	3-10
1.12 利害関係人の同意について	3-11
1.13 その他	3-11
2 給水管取り付け（分岐）工事の申し込み	3-11
2.1 立会いを行う工事	3-11
2.2 立会時の確認事項	3-11
2.3 申込方法	3-12
2.4 立会日時	3-13
2.5 給水装置工事主任技術者の立会	3-13
2.6 施工後の提出書類	3-13
2.7 注意事項	3-13
3 しゅん工手続き及び工事検査	3-13
3.1 指定事業者の自主検査	3-14
3.2 しゅん工手続き、工事検査の申込み	3-15
3.3 検査日時	3-15
3.4 水栓番号票及び取り付け場所	3-16
3.5 メーターの出庫	3-16
3.6 検査の内容	3-17
3.7 給水装置工事主任技術者の立会	3-18

3.8	工事記録の作成	3-18
3.9	留意事項	3-18
3.10	市に提出する資料が遅延する場合等について	3-18
4	工事変更等の取扱い	3-19
4.1	工事内容の変更	3-19
4.2	工事の全部を取りやめる場合	3-19
4.3	工事の施行延期	3-19
5	道路占用許可申請等の諸届	3-19
5.1	道路の占用	3-20
5.2	道路占用許可申請手続	3-20
5.3	市道への占用申請	3-19
5.4	国道・都道・水道局用地及び下水道局用地への占用申請	3-20
6	道路使用許可申請手続、各企業等への諸届	3-22
6.1	道路使用許可申請手続	3-22
6.2	その他手続、連絡及び調整	3-22
6.3	工期等を変更する場合の措置	3-22
7	工事用その他一時使用を目的とした申込	3-23
7.1	工事用の申請	3-23
7.2	工事用申請の特例	3-23
	(参考) 申請の流れ	3-24
8	直圧直結給水の取扱い	3-25
8.1	適用要件	3-25
8.2	配水管最小動水圧の事前確認	3-25
8.3	提出書類	3-26
9	増圧直結給水の取扱い	3-26
9.1	適用要件	3-26
9.2	配管構造等	3-26
9.3	提出書類	3-26
9.4	増圧給水設備を取り替える場合の取扱い	3-27
9.5	既設配管を使用する場合の取扱い	3-27
9.6	増圧給水設備設置者に対する指導	3-27
10	受水タンク方式の取扱い	3-28
10.1	メーター設置要件	3-28
10.2	メーター設置基準	3-28
10.3	メーター設置等の申請手続	3-28
10.4	メーター設置等の承認	3-29
10.5	完成図の提出	3-29
10.6	現場調査	3-29

10.7 受水タンク設置に対する指導	3-29
11 受水タンク以下装置を直結給水に切り替える場合の取扱い	3-30
11.1 適用要件	3-30
11.2 配水管最小動水圧の事前確認	3-30
11.3 既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い	3-30
11.4 提出書類	3-30
12 増圧給水設備以下の給水装置に関するメーター設置の取扱い	3-31
12.1 メーター設置要件	3-31
12.2 メーター設置基準	3-31
12.3 メーター設置等の申請手続	3-31
12.4 メーター設置等の承認	3-32
13 給水管更生工事に関する取扱い	3-32
13.1 要件	3-32
13.2 設計審査等	3-33
13.3 逆止弁の設置	3-33
13.4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認	3-33
13.5 通水後の確認	3-34
13.6 工事完成後の調査等	3-34
14 メーターの隔測装置設置に関する取扱い	3-34
14.1 事前協議	3-34
14.2 施行承認	3-34
15 住宅用スプリンクラーに関する取扱い	3-35
15.1 設計調整	3-35
15.2 提出書類	3-35
15.3 施工者	3-35
16 私設メーター設置に関する取扱い	3-35
17 給水装置の主管部に設置する活水器及び浄水器等の取扱い	3-35
17.1 提出書類	3-35
17.2 維持管理	3-36
18 給水補助加圧装置に関する取扱い	3-36
18.1 提出書類	3-36
18.2 設置条件	3-36
18.3 その他	3-36
19 直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い	3-36
19.1 設置条件	3-36
19.2 その他	3-36
20 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い	3-37

2 1	その他の取扱い	3-38
21.1	給水条例第41条第2項に定める基準に適合している事の確認の申込み	3-38
21.2	断水を伴う工事について	3-38
2 2	水道管理図等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い	3-39
22.1	「水道施設図」の閲覧及び写しの交付	3-39
22.2	「給水装置図」の閲覧及び写しの交付	3-39
22.3	その他	3-39
2 3	修繕工事	3-40
23.1	修繕工事の範囲	3-40
23.2	漏水修理の場合	3-40
23.3	出水不良、水質不良を改善する場合	3-40
23.4	給水用具等の故障修理	3-40
第3節	関連事項	
1	届出	3-40
2	給水停止	3-41
3	過料	3-41
資料		
	「適切な作業を行うことができる技能を有する者」について	3-42

第四章 給水装置設計・施工基準

第1節	給水装置設計・施工基準	
1	給水装置の基本的要件	4-1
2	給水装置の形態	4-3
3	給水装置用材料	4-4
3.1	使用材料の選定	4-4
3.2	性能基準に適合する給水装置用材料	4-4
3.3	性能基準適合の確認方法	4-4
3.4	給水管及び給水用具の指定	4-4
4	給水装置用材料の附属用具	4-6
4.1	附属用具の指定等	4-6
5	給水方式の決定	4-6
5.1	給水方式の特徴	4-6
(1)	直結給水方式	4-6
(2)	受水タンク方式	4-7
5.2	給水方式の選定上の注意点	4-7
5.3	給水上付近に与える影響の防止	4-8
6	給水装置の形態	4-8
7	給水管の口径決定	4-8

7.1	計画使用水量の決定	4-8
7.2	給水管の口径決定	4-10
7.3	給水管の管径均等数（参考）	4-11
図	口径決定手順	4-12
8	直結給水方式	4-14
8.1	直圧直結給水方式	4-14
8.2	3階建直圧直結給水方式	4-15
8.3	増圧直結給水方式	4-17
図	Φ100mm以上の配管例	4-23
図	メーター室と簡易排水栓室の設置例	4-24
9	既存の受水タンク以下装置を給水装置として使用する場合の措置	4-26
9.1	要件	4-26
9.2	指定給水装置工事事業者による事前確認	4-26
9.3	既設配管使用の責任	4-27
10	受水タンク式から直結式給水への改造工事	4-28
10.1	要件	4-28
10.2	配水管最小動水圧の事前確認	4-28
10.3	既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い	4-29
10.4	配管構造等	4-29
11	受水タンク方式	4-30
11.1	受水タンクの設置位置	4-30
11.2	受水タンクの材質	4-30
11.3	受水タンクの構造	4-30
11.4	ボールタップ設置上の注意	4-31
11.5	受水タンク以下装置の配管	4-31
11.6	非常用給水栓の設置及び維持管理	4-32
11.7	その他	4-32
11.8	受水タンク以下給水設備のメーター設置	4-34
11.9	表示板等の設置	4-34
11.10	逆止弁の設置	4-35
11.10	関係法令	4-35
12	給水管の分岐	4-36
12.1	分岐口径等	4-36
12.2	分岐間隔等	4-36
12.3	分岐工法	4-36
12.4	ステンレス製サドル付分水栓又はサドル付分水栓による分岐	4-36
12.5	せん孔	4-37
12.6	防食コアの取付	4-37

12.7	防食処理（ポリエチレンシート工法）	4-37
12.8	分岐工事の施工例	4-38
12.9	既設ビニル給水管の改造	4-39
12.10	給水管に対する明示措置	4-39
12.11	事前協議	4-39
12.12	給水管からの分岐	4-39
12.13	給水管の撤去	4-40
12.13.1	給水管の撤去義務	4-40
12.13.2	分岐部の撤去方法	4-40
12.13.3	支分引用者への通知	4-40
13	配管	4-41
13.1	水道メーター上流側に使用する給水管	4-41
13.2	新設分岐の配管例	4-41
13.3	ステンレス鋼管の配管に使用する継手	4-41
13.4	水道用波状ステンレス鋼管に関する配管上の注意	4-41
13.5	既設給水管からの配管例	4-42
13.6	連合給水管に関する配管	4-42
13.7	宅地内に使用する給水管	4-43
	表－1 給水管の種類及び特徴	4-43
	表－2 宅地内における給水管の配管上の注意点	4-45
13.8	配管口径等配管上の注意	4-47
13.8.1	配管口径	4-47
13.8.2	二階等に配管する場合の止水栓の設置	4-47
13.8.3	その他配管上の注意	4-47
13.9	給水管の埋設深さ	4-48
13.10	曲げ配管	4-48
13.10.1	硬質塩化ビニル管及び銅管の曲げ配管	4-48
13.10.2	ステンレス鋼管の曲げ配管	4-48
13.10.3	波状ステンレス鋼管の曲げ配管	4-49
13.10.4	NS・GX形ダクタイル鋳鉄管の曲げ配管	4-49
14	止水栓設置の取扱い	4-50
14.1	設置位置	4-50
14.2	設置位置の特例	4-50
15	メーター設置の取扱い	4-52
15.1	メーター設置位置等	4-52
15.2	メーターの設置基準	4-53
15.2.1	給水装置メーター設置基準	4-53
15.2.2	集合住宅等の各戸メーター設置基準	4-58

15.2.3	受水タンク以下装置メーター設置の場合の配管構造等	4-64
15.2.4	各戸メーター設置条件	4-66
	メーターユニット構造・性能規程	4-72
	地上式メーターユニット構造・性能規程	4-75
	複式メーターボックス構造・性能規程	4-77
15.3	メーターます及びメーター室の設置	4-80
15.4	メーターの取付け	4-81
15.5	メーターの隔測装置の設置	4-81
15.6	集合住宅等におけるメーター設置の規則性の確保	4-82
16	私設消火栓の設置	4-84
16.1	私設消火栓の種類等	4-84
16.2	私設消火栓の設置方法等	4-84
17	水の安全・衛生対策	4-85
17.1	他の水管及びポンプ(増圧給水設備及び給水補助加圧装置を除く)の直結禁止	4-85
17.2	汚染防止	4-85
17.3	逆流防止	4-85
17.4	工事現場及び公園等の水飲み水栓における逆止弁の設置	4-89
17.5	破壊防止	4-89
17.6	排気措置	4-90
17.7	凍結防止	4-90
17.8	防露措置	4-91
17.9	侵食防止	4-91
17.10	振動、膨張、たわみ等に関する防護	4-92
18	特殊器具の設置に関する取扱い	4-92
18.1	湯沸器の取扱い	4-92
18.2	太陽熱温水器の取扱い	4-93
18.3	給水補助加圧装置の取扱い	4-95
18.4	活水器及び浄水器の取扱い	4-95
18.5	直結型非常用貯水槽(管)の取扱い	4-97
18.6	住宅用スプリンクラーの取扱い	4-97
18.7	冷凍機又は冷房機の設置	4-99
18.8	飲料に供されない器具の設置	4-99
18.9	最低作動水圧の確認	4-99
18.10	逆流防止装置等の取付け	4-99
18.11	直結型循環給湯システムの取扱い	4-99
19	給水管に対する明示措置	4-100
19.1	道路埋設管の明示	4-100

19.2 分岐番号票の取り付け	4-100
20 給水管引込み位置の明示	4-102
21 耐圧試験	4-103
22 通水確認及び水栓番号標の取付け	4-104
22.1 通水確認	4-104
22.2 水栓番号標の取付け	4-104
23 設計図及び完成図の作成方法	4-105
23.1 用紙	4-105
23.2 用紙の大きさ	4-105
23.3 提出部数	4-105
23.4 記載事項	4-105
23.5 製図記号等	4-106
23.6 配管図	4-106
23.7 縮尺等	4-107
23.8 方位	4-107
23.9 表示単位	4-107
23.10 オフセットの記入方法	4-107
23.11 図示範囲等	4-107
23.12 給水管寸法の記載方法	4-108
23.13 筆記用具等	4-108
23.14 標題	4-109
23.15 図の折り方	4-109
表-1 給水装置表示記号	4-110
設計図及び完成図の標準図	4-113
24 工事記録写真撮影要領	4-115
24.1 適用範囲	4-115
24.2 撮影方法	4-115
24.3 写真の提出	4-116
別表-1 工事記録写真撮影事項	4-118
5 関係法令	
水道法（抄）	5-1
水道法施行令（抄）	5-20
水道法施行規則（抄）	5-22
水質基準に関する省令（抄）	5-30
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄）	5-32
昭島市給水条例（抄）	5-40
昭島市給水条例施行規程（抄）	5-51
昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程（抄）	5-58

6 給水工事様式一覧

7 標準構造図

昭島市型給水管標準構造図

昭島市型給水管標準構造図（大口径75mm以上の場合）

メーター・止水栓及び配管標準図

給水管の撤去標準図